

標準貨物自動車運送約款

（平成二十二年十一月二十二日 運輸省告示第五百七十五号
最終改正 令和六年三月二十二日 国土交通省告示第二百十号）

目次

- 第一章 総則（第一条～第三条）
- 第二章 運送業務等（第三条～第五十二条）
- 第三章 積込み及び引受け等（第六十一条～第六十四条）

第一章 総則

（事業の種類）

- 第一条 当店は、一般貨物自動車運送事業を行います。
- 2 当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。
- 3 当店は、特別積合せ貨物運送を行います。
- 4 当店は、貨物自動車利用運送を行います。

（適用範囲）

- 第二条 当店の経営する一般貨物自動車運送事業に関する運送契約は、この運送約款の定めるところにより、この運送約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。
- 2 当店は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

第二章 運送業務等

第一節 通則

（受付日時）

- 第三条 当店は、受付日時を定め、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。
- 2 前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

（運送の順序）

- 第四条 当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、腐敗又は変質しやすい貨物を運送する場合その他正当な事由がある場合は、この限りでありません。

（引渡期間）

- 第五条 当店の貨物の引渡期間は、次の日数を合算した期間とします。
- 1 発送期間 貨物を受け取った日を含め一日
- 2 輸送期間 運賃及び料金の計算の基礎となる輸送距離百七十キロメートルにつき一日、ただし、一日未満の端数は一日とします。
- 3 集配期間 集貨及び配送をする場合にあつては各一日

（運送の申込み）

- 第六条 当店で貨物の運送を申込み者（以下「申込者」という。）は、次の事項を記載した運送申込書を書き提出しなければなりません。
- 1 申込者の氏名又は商号並びに住所及び電話番号
- 2 貨物の品名、品質及び重量又は容積並びにその荷造りの種類及び個数
- 3 集貨及び配送又は発送及び到着者の希望日時
- 4 集貨先及び配送先又は発送地及び到着地、アパートその他高層建築物にあつては、その名称及び電話番号を含む。
- 5 運送の扱別
- 6 運賃、料金（第十七条第二項に規定する利用運送手数料、第三十四条に規定する待機時間料、第六十一条に規定する積込料又は取卸料及び第六十二条第一項に規定する附帯業務料等という。）燃料料、サリチャージ、有料道路利用料、立替金その他の費用（以下「運賃、料金等」という。）の支払方法
- 7 荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号
- 8 高価品については、貨物の種類及び個数
- 9 第六十一条に規定する貨物の積込み又は取卸しを委託するときは、その旨
- 10 第六十二条第一項に規定する附帯業務を委託するときは、その旨
- 11 運送保険に付するときは委託するときは、その旨
- 12 特約事項があるときは、その内容
- 13 本約款の内容について承諾する旨
- 14 その他その貨物の運送に関し必要な事項

（運送の引受け）

- 第七条 当店は、前条第一項の運送申込書の提出があつた場合において、申込者と協議により、当該運送を引き受けることとすると、次に掲げる事項を記載した運送引受書を交付します。
- 1 集貨及び配送又は発送及び到着者の予定日時
- 2 運賃、料金等の額
- 2 当店は、あらかじめ申込者の承諾を得て、前項の運送引受書の交付に代えて、当該運送引受書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することがあります。この場合において、当店は、当該運送引受書を交付したものとみなします。

（貨物の種類及び性質の確認）

- 第八条 当店は、貨物の運送の申込みがあつたときは、その貨物の種類及び性質を確認することを申込者に求めることがあります。
- 2 当店は、前項の場合において、貨物の種類及び性質につき申込者が通知したことに疑いがあるときは、申込者の同意を得て、その立会いの上で、これを点検することがあります。
- 3 当店は、前項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の通知したとことと異なるときは、これにより生じた損害の賠償をします。
- 4 当店は、第二項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の通知したとことと異なるときは、申込者に点検に要した費用を負担していただきます。

（引受拒絶）

- 第九条 当店は、次の各号の一に該当する場合には、運送の引受けを拒絶することがあります。
- 1 当該運送の申込みが、この運送約款によらないものであるとき
- 2 申込者が、前条第一項の規定による通知をせず、又は同条第二項の規定による点検の同意を与えないとき
- 3 当該運送に適する設備がないとき
- 4 当該運送に関し、申込者から特別の負担を求められたとき
- 5 当該運送が、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき
- 6 天災その他やむを得ない事由があるとき

（高価品及び貴重品）

- 第十条 この運送約款において高価品とは、次に掲げるものをいいます。
- 1 貨幣、紙幣、銀行券、印紙、郵便手及及び公債証券、株券、債券、商品券その他の有価証券並びに金、銀、白金その他の貴金属、イリシウム、タングステンその他の稀金属、金剛石、紅玉、緑柱石、琥珀、真珠その他の宝玉石、象牙、べっ甲、珊瑚及び各その製品
- 2 美術品及び骨董品
- 3 容器及び荷造りを加え一キログラム当たりの価格が二万円を超える貨物（動物を除く。）
- 2 前項第三号の一キログラム当たりの価格の計算は、一荷造りに、これをします。
- 3 この運送約款において貴重品とは、第一項第一号及び第二号に掲げるものをいいます。

（運送の扱別等不明な場合）

- 第十一条 当店は、荷送人が運送の申込みをするに当たり、運送の扱別その他その貨物の運送に関し必要な事項を明示しなかつた場合は、荷送人にとって最も有利と認められるところにより、当該貨物の運送をします。
- （荷造り）
- 第十二条 荷送人は、貨物の性質、重量、容積、運送距離及び運送の扱別等に応じ、運送に適するよう荷造りをするしなければなりません。
- 2 当店は、貨物の荷造りが十分でないときは、必要な荷造りを要求します。
- 3 当店は、荷造りが十分でない貨物であっても、他の貨物に対し損害を与えないと認め、かつ、荷送人が書面により荷造りの不備による損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けることがあります。

（外装表示）

- 第十三条 荷送人は、貨物の外装に次の事項を見やすいように表示しなければなりません。ただし、当店が必要がないと認めた事項については、この限りでありません。
- 1 荷送人及び荷受人の氏名又は商号及び住所
- 2 品名
- 3 個数
- 4 その他運送の取扱いに必要な事項

（動物等の運送）

- 第十四条 当店は、動物その他特殊な管理を要する貨物の運送を引き受けたときは、荷送人又は荷受人に対して次に掲げることを請求することがあります。
- 1 当店において、集貨、持込み又は受取の日時を指定すること
- 2 当該貨物の運送につき、付添人を付すること
- 2 （危険品についての特別）
- 第十五条 荷送人は、爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物については、その旨を当該貨物の外部の見やすい箇所に明記するとともに、あらかじめ、その旨及び当該貨物の品名、性質その他の当該貨物の安全な運送に必要な情報を当店に通知しなければなりません。

（連絡運輸）

- 第十六条 当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた貨物を他の運送機関と連絡して運送することがあります。
- （利用運送及び利用運送手数料）
- 第十七条 当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた貨物を他の貨物自動車運送事業者の行う運送を利用して運送することがあります。この場合において、当店は、あらかじめ、荷送人に当該貨物自動車運送事業者の商号又は名称等を通知します。
- 2 当店は、前項の利用運送を行うときは、第二十二条第一項の運賃料金表に定める利用運送に係る手数料を收受します。
- 3 特別な手配を要する利用運送を行う場合は、前項の規定にかかわらず、別途見積もつた手数料を收受します。
- 4 第一項の通知を行わなかつた運送について、当店の責により利用運送を行う場合があります。この場合において、利用運送に係る手数料は收受しません。

第三節 積付け

（積付け）

- 第十八条 貨物の積付けは、当店の責任においてこれを行います。
- 2 シート、ロープ、建木、台木、充てん物その他の積付用品は、通常貨物自動車運送事業者が備えているものを除き、荷送人又は荷受人の負担とし、積付けをします。

（受取及び引渡し場所）

- 第十九条 当店は、運送申込書に記載され、又は通知された集貨先又は発送地において荷送人又は荷送人の指定する者から貨物を受取り、運送申込書に記載された配達先又は到達地において荷受人又は荷受人の指定する者に貨物を引き渡します。
- （管理庫等に対する引渡し）
- 第二十条 当店は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる貨物の引渡しをもつて荷受人に対する引渡しとみなします。
- 1 荷受人が引渡先不在の場合には、その引渡先における同居者、従業員又はこれに準ずる者
- 2 船舶、寄宿舍、旅館等が引渡先の場合には、その管理者又はこれに準ずる者

（留置権の行使）

- 第二十一条 当店は、貨物に関し受け取るべき運賃、料金等又は品代金等の支払を受けなければ、当該貨物の引渡しをしません。
- 2 商である荷送人が、その営業のために当店と締結した運送契約について、運賃、料金等を所定期日までに支払わなかつたときは、当店は、その支払を受けなければ、当該荷送人との運送契約によつて当店が占有する荷送人所有の貨物の引渡しをしないことがあります。

（指図の催告）

- 第二十二条 当店は、荷受人を通知することができない場合は、遅滞なく、荷送人に対し、相当の期間を定め、貨物の処分につき指図すべきことを催告することがあります。
- 2 当店は、荷受人が、貨物の受取を拒み、又はその他の理由によりこれを受け取ることができない場合には、遅滞なく、荷受人に対し、相当の期間を定め、その貨物の受取を催告し、その期間経過の後、さらに、荷送人に対し、前項に規定する指図と同じ内容の催告をすることがあります。

（引渡不能の貨物の寄託）

- 第二十三条 当店は、荷受人を通知することができない場合又は前条第二項の場合には、荷受人の費用をもつて、その貨物を倉庫営業者に寄託することがあります。
- 2 当店は、前項の規定により貨物の寄託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。
- 3 当店は、第一項の規定により貨物の寄託をした場合において、倉庫証券を作らせたときは、その証券の交付をもつて貨物の引渡しに代えることがあります。
- 4 当店は、第一項の規定により寄託をした貨物の引渡しの請求があつた場合において、当該貨物について倉庫証券を作らせたときは、運賃、料金等及び寄託に要した費用の弁済を受けるまで、当該倉庫証券を留置することがあります。

（引渡不能の貨物の供託）

- 第二十四条 当店は、荷受人を通知することができない場合又は第二十二条第二項の場合には、その貨物を供託することがあります。
- 2 当店は、前項の規定により貨物の供託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。

（引渡不能の貨物の競売）

- 第二十五条 当店は、第二十二條の規定により荷送人に対して指図すべきことを求めた場合において、荷送人が指図をしないときは、その貨物を競売することがあります。
- 2 前項の規定にかかわらず、損傷その他の事由による価格の低落のおそれがある貨物は、第二十二條の催告をなして競売することがあります。
- 3 当店は、前項の規定により貨物の競売をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。
- 4 当店は、第一項又は第二項の規定により貨物の競売をしたときは、その代金の全部又は一部を運賃、料金等並びに指図の請求及び競売に要した費用に不足があるときは、荷送人にその支払を請求し、余利があるときは、これを荷送人に交付し、又は供託します。

（引渡不能の貨物の任意売却）

- 第二十六条 当店は、荷受人を通知することができない場合又は第二十二條第二項の場合において、その貨物が腐敗又は変質しやすいものであつて、第二十二條の手続をとるといふときは、その手続によらず、公正な第三者を立ち会わせて、これを売却することがあります。
- 2 前項の規定による売却は、前条第三項及び第四項の規定を準用します。

第五節 指図

（貨物の処分）

- 第二十七条 荷送人は、当店に対し、貨物の運送の中止、返送、転送その他の処分につき指図をすることがあります。
- 2 前項の規定する荷送人の権利は、貨物が到達地に到着した場合において、荷受人が貨物の引渡し又はその損害賠償の請求をしたときは、行使することができません。

